

平成 29 年 3 月 23 日
302 会議室

平成 29 年第 6 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成29年第6回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成29年3月23日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時38分

休憩① 午後 2時34分～午後 2時35分

2 場 所 302会議室

3 出席者

教育長 小町 邦彦

教育委員 松野 登 田中 健一

伊藤 憲春 佐伯 雅斗

署名委員 伊藤 憲春

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 栗原 寛

教育総務課長 庄司 康洋

学務課長 田村 信行

指導課長 小瀬 和彦

教育支援課長 矢ノ口美穂

統括指導主事 桐井 裕美

学校給食課長 新土 克也

生涯学習推進センター長 浅見 孝男

図書館長 土屋英眞子

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 西上 大助 安藤 悦宏

案 件

1 議案

- (1) 議案第7号 教育委員会職員の人事異動について
- (2) 議案第8号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第9号 立川市社会教育委員の委嘱について

2 報告

- (1) 平成29年第1回立川市議会定例会報告について
- (2) 立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒について

3 その他

平成 29 年第 6 回立川市教育委員会定例会議事日程

平成 29 年 3 月 23 日
3 0 2 会 議 室

1 議案

- (1) 議案第 7 号 教育委員会職員の人事異動について
- (2) 議案第 8 号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第 9 号 立川市社会教育委員の委嘱について

2 報告

- (1) 平成 29 年第 1 回立川市議会定例会報告について
- (2) 立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒について

3 その他

◎開会の辞

○小町教育長 ただいまから、平成29年第6回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 はい。承知いたしました。

○小町教育長 次に議事内容の確認を行います。本日は、議案3件、報告2件でございます。

その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、議事進行についてお諮りいたします。1議案(1)議案第7号、教育委員会職員の人事異動について、は人事案件でございますので非公開として取り扱いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 それでは、1議案(1)議案第7号、教育委員会職員の人事異動について、は3その他終了後に非公開として取り扱います。

次に、出席者の確認を行います。栗原教育部長、お願いいたします。

○栗原教育部長 本日の第6回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、教育支援課長、桐井統括指導主事、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎議 案

(2) 議案第8号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

○小町教育長 それでは、1議案(2)議案第8号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

庄司教育総務課長、説明をお願いいたします。

○庄司教育総務課長 それでは、議案第8号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、説明いたします。

本規則の改正につきましては、事務分掌の見直しをするためでございます。

主な改正箇所は4カ所でございます。

1ページおめくりください。新旧対照表がございます。

まず、1カ所目の改正でございます。現行、第4条の本文、「事務局の部、各課、センター及び各係」とございますが、これを「第2条に規定する組織」と変更いたします。これにつきましては、市長部局の立川市組織規則というのがございます。そちらと文言を合わせた改正でございます。実態に変更はございません。

次の改正箇所でございます。学務課の学務保健係、現行、「特別支援学級を除く通学区域に関すること。」とございますが、これを「児童及び生徒の通学区域に関すること。」と改正いたします。

続きまして、教育支援課の「(3) 特別支援教育に係る通学区域に関すること。」、これを削除いたします。この2カ所の改正につきましては、通学区域には特にこの概念がございます。実態に合わせ、通学区域というのを児童及び生徒と交換する形で学務保健係のほうにまとめたいという改正でございます。

最後でございます。現行、生涯学習推進センター、生涯学習係、「(2) 社会教育委員に関すること。」が生涯学習係となっておりますが、実態は管理係のほうで事務を行っているということでございますので、こちらの実態に合わせて改正するというものでございます。

以上、4カ所でございます。なお、この改正は、平成29年4月1日から施行いたします。以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第8号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第8号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(3) 議案第9号 立川市社会教育委員の委嘱について

○小町教育長 それでは、1議案(3)議案第9号、立川市社会教育委員の委嘱について、を議題といたします。

浅見生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○田村学務課長 議案第9号、立川市社会教育委員の委嘱について、ご説明いたします。

本議案は、別紙のとおり、立川市社会福祉協議会から、立川市社会教育委員として推薦を受けて委嘱をしております枝村珠衣委員が、同会内部における人事異動に伴い、同委員が所属する立川市社会福祉協議会地域福祉推進課地域づくり係長の後任である比留間敏郎氏を後任者として任命を求めるものであります。

立川市の社会教育委員として比留間敏郎氏は職責にふさわしいと判断し、社会教育法第15条第2項及び立川市生涯学習推進審議会条例第4条第2項に基づき、ここに議案として提出します。

なお、立川市生涯学習推進審議会条例第4条第3項に基づき、任期は前任者の残任期間といたします。

以上で議案第9号の説明を終了します。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今、浅見生涯学習推進センター長から説明がございましたように、適材適所という形で素晴らしい人材がこのたび入られたということで、是非その方向でよろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

お諮りいたします。議案第9号、立川市社会教育委員の委嘱について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第9号、立川市社会教育委員の委嘱について、は承認されました。

◎報 告

(1) 平成29年第1回立川市議会定例会報告について

○小町教育長 続きまして、2報告(1)平成29年第1回立川市議会定例会報告について、に移ります。

栗原教育部長、説明をお願いいたします。

○栗原教育部長 それでは、平成29年第1回立川市議会定例会の報告をさせていただきます。まず1、議会の日程でございます。

平成29年2月23日木曜日から昨日3月22日まで、議会が開催されました。別紙資料1に議会日程を示しております。こちらをご覧ください。第1回定例会につきましては、来年度予算を審議するため、予算特別委員会が3月1日から7日までの5日間設定された議会で行われました。

2でございます。2月23日、議会初日でございますが、会期の決定、請願・陳情の付託、議案審議、予算提案説明等が行われました。

その中で教育委員会に係るものとしましては、平成28年度大規模改修工事を実施しております第八小学校につきまして、それぞれ建築・機械設備・電気設備、請負の変更契約が生じたため、これを議案として提出しております。主に、建築であれば外壁の劣化による補修部分の増加等に伴い、当初の契約内容と異なったものでございます。これにつきましては議会の承認をいただいたところでございます。

また、議会初日に市長より、平成29年度の予算の提案説明が行われました。これにつきましては、一般会計、特別会計含め、提案ということでございます。

続いて3、2月28日火曜日に、市長からの予算提案説明を受け、4名の議員の方から予算に係る代表質問が行われました。また、予算特別委員会の設置・付託が行われました。4名

の議員から総括的な予算に対する質問がございましたが、今回の食中毒の事案を受けて、3名の方からはそれを含めた質問を受けたところでございます。

続いて4、予算特別委員会でございます。

3月1日から3月7日まで5日間、予算特別委員会が開催されました。教育費につきましては3月7日にご審議をいただきました。予算特別委員会いただいた主な質問内容等について、若干触れさせていただきます。

まず、学習指導要領改訂に伴う小学校の英語教育、来年度からALTの配置等も行いますのでそれについて。また、来年度からふれあい体験学習については見直しを行うということでそれに対する質問。小学校・中学校校長会から毎年予算要望が出されております、それに対する対応等につきましての質問。それと学校の支援員、今まで4つ分かれていたものを一つに統合すると、そのことについての質問。外国籍の子ども、家族に対する支援について。給食アレルギーへの対応について。部活の外部人材の活用について。学校が様々な地域からのお声を聞く場合にそういった相談窓口、教育委員会ではそういった部分はどこが対応するのかということ。防犯カメラに不具合が出ている学校があるが、それに対する対応はどうかということ。そして小学校・中学校PTA連合会につきましても、それぞれの連合会と懇談会を設けておりますが、その中で出ている要望等に対する質問があります。また小中連携、現在、教育委員会が進めております小中連携について。研究発表について。今年度小中全ての学校に導入しましたタブレット端末の活用について。それと今回の事案を受けて学校給食共同調理場について。小学校の施設改修について、主にトイレや空調を中心にご質問いただきました。ケガをした児童への対応について。不登校対策について。通学路の安全対策について。先ほど部活の外部指導員の話が出ましたが、やはり部活動について。学校のトイレの改修について。科学センターの事業について。英語教育、英語教育については何人かの議員の方からご質問をいただきました。いじめ問題について。歴史民俗資料館について。

それと、今回平成29年度の予算については、市内事業者からいただいた寄附の活用ということで、児童・生徒の図書、楽器購入等に充てておりますが、そういったことへの質問、児童の運動機能診断について。読書通帳についてということで多岐にわたりご質問をいただき、教育委員会の考えであるとか来年度の施策等について、ご説明をしたところでございます。

このほか、教育費、保健体育費等でございます。これにつきましてもお二人の委員から質問をいただき、スポーツ振興課等でこれに対する答弁をしたところでございます。

続きまして5、文教委員会でございます。

3月14日火曜日に開催されました。資料につきましては資料2になります。4ページのところをおめくりください。今回、文教委員会では議案・請願・陳情はございませんでした。

報告事項については計12件、そのうち総合政策部企画政策課から1件、教育部の各課から11件ございました。その中で今回につきましては報告事項の10でございます学校給食課からの報告事項でございます。「立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒について」をまず最初にご報告し、審議をいただきました。

その審議の前に、今回は市長及び教育長から、冒頭この件に対するお詫びがございました。10 につきましては、文教委員会、質疑等の時間は持ち時間制をとっておりますが、これに対しては持ち時間制は適用外の中で委員から質疑をいただいたところでございます。

主な質問内容につきまして、ご紹介いたします。

児童に動揺があるが学校の状況や心のケアはどうかということ。学校給食にあたり、学校へ管理職等を派遣するのか。就学援助認定世帯への支援について。医療費の補償について。給食再開にあたって非加熱の加工食材につきましてはノロウイルス非感染検査証明書を添付するということを対策として決めましたが、これについてどういうものなのかということ。また、保護者等への情報発信の仕方について。医療機関からの情報提供について。学校給食提供を停止した判断。単独調理校は再開が早いのではないのかという、これは他市の事例等からそういった質問。給食停止であってもパン、牛乳など簡易給食を検討しなかったのか。また、給食再開時のメニューは何か。また、のり製造元の東海屋は市に謝罪をしたのか。給食の検食は適切であったか。ノロウイルス非感染検査証明書の添付は先駆的な取組となるのか、検査費用はどの程度かかるのか。保護者説明会についてはAブロックでも実施すべきではないか。卒業式での対応。自校式の小学校からこれに関して意見は出ているのか。今後、市長公約の新たな学校給食共同調理場はどうなるのか。2月18日に開催した教育フォーラムでの対応について。情報連絡体制について。医療の補償は万全を期して実施してほしいということ。休校措置の判断について。再発防止対策検討委員会に保護者委員を入らなかった理由について。同じく情報発信について。検食について。説明会について。共同調理場における提供するリスクについて、このようなことにつきまして、5人の委員の方からご質問をいただき、現在までの対応、また今後の給食再開について、こちらのほうからご答弁を申し上げたところでございます。

この質疑が終わった後に、また資料2をご覧ください。

そのあと、企画政策課から総合教育会議の報告。

教育総務課からは3件、これはいずれも現在まで教育委員会等で報告している内容でございます。新校舎建設マスタープランについて、立川第一中学校と立川第二中学校の中規模改修について、第八小学校の大規模改修工事の進捗について説明をしたところでございます。

指導課からは4件、平成28年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果分析について、平成28年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査(東京都統一体力テスト)の結果分析について、不登校児童・生徒に対する取り組みについて、立川市民科の充実について、を報告し質疑を受けました。

教育支援課からは、第2次特別支援教育実施計画(原案)について、ご説明をしました。

生涯学習推進センターから、立川市指定有形文化財の指定について、錦学習館の大規模改修の延期について、報告し質疑を受けたところでございます。

続きまして6、補正予算審議でございます。

今回、給食に起因する食中毒の事案がございまして、それに対応するため3月15日に平成

28年度立川市一般会計補正予算(第8号)を提案させていただきました。これにつきましては、学校給食における集団食中毒に関連して必要な措置を弾力的に講じるため、予備費を2,000万円増額する補正予算となります。一度予備費を増額し、そこからこの事案に対応する予算を予備費充当という形で予算執行するという事で対応します。

これはまだ年度末にかけて確定をしてない経費等がございます。ここで補正予算を細かな項目で教育費の中で載せるというのは時間的に難しいという状況の中、予備費対応ということで諮りました。これについては議会の承認をいただきまして、例えば2月20日から給食を提供しておりますが、その分の食材を既に購入している分の補填の費用であるとか、就学援助の対象世帯に対する支援であるとか、そういったものを今順次、執行しているところでございます。

続きまして7、一般質問でございます。

3月15日から3月16日、2日にわたって14人の議員から一般質問が出されました。質問の件名等につきましては、別紙3に一般質問順序表をつけておりますが、14人の方から一般質問をいただき、そのうち教育に係る質問については9人の議員の方から質問をいただきました。資料3をご覧ください。

受理番号2、谷山きょう子議員からは、大きく、学校給食に関すること、それと、中学校入学用品から考える～公教育の私費負担について、ということでご質問をいただきました。質問の細目につきましては資料3のとおりでございます。

続きまして6ページ、受理番号4、若木早苗議員からでございます。発達障害のある方への支援体制ということで、1の②③④について教育委員会でご答弁申し上げました。また大きな3、子どもから高齢者まで安心して過ごせる砂川地域のまちづくりについての④図書館や受け渡し窓口の設置について、こちらのほうでご答弁を申し上げました。

受理番号5、中町聡議員から、子育て支援についてということで、こちらにあります①から④について、就学援助を中心に質問をいただき、教育委員会の考えを述べさせていただきました。

受理番号8、大沢純一議員からは、大きな2番、立川市の図書館のあり方についてということで、図書館基本計画のこと、行政の広域連携の中での立川市図書館の役割について、ご質問をいただきました。

8ページ、受理番号9、門倉正子議員でございます。大きな2、命を守る防災対策について、これは一時避難所に小中学校はなっておりますので、そのことの対応についてご質問をいただきました。

受理番号10、高口靖彦議員から、同じく1、防災・減災についての①自助・近助・共助・公助の取り組みについて、これは避難所の冷水器の設置についてを中心にご質問をいただきました。

受理番号11、稲橋ゆみ子議員からは、「学校図書館」での学び・居場所の充実を！！ということで、①②についてご質問をいただきました。

9 ページ、受理番号 12、上條彰一議員から、同じくこちらも図書館行政ということで①から③について、ご質問をいただいたところでございます。

受理番号 14、中山ひと美議員から、大きく、読解力の低下についてということで、①から③、3 番の不登校児童・生徒対応及び対策について、①②ということでご質問をいただき、現在の対応、また今後の対策について、ご答弁を申し上げたところでございます。

続きまして資料の 2 ページをおめくりください。

昨日 3 月 22 日、議会の最終日でございました。議案審議、委員会審査意見報告、継続要求等がございました。この中で平成 29 年度の予算が賛成多数及び全員が賛成ということもございましたが、それぞれ可決し予算が成立いたしました。

同日、昨日ですが再び補正予算の審議がございまして、一般会計補正予算の第 9 号となります。教育費につきましては、主に工事関係の補正予算を提出させていただきました。

内容としましては、本来、当初予算に載せるべきものが多くございますが、外壁等のアスベスト含有のため一旦調査をした後、アスベストが含有されていないものも当初予算でなく補正予算という形でご提案申し上げたものがこの中に幾つもございます。

それとともに、上から 2 番目の第七小学校の改修工事につきましては一旦ここで減額補正、今年度につきましては設計は実施せず、来年度改めて補正予算という形で計上することを今考えているところでございます。また、幸学習館の外壁につきましては、これは既に工事が終わっているものでございますが、設計や契約差金等についてこれだけの差が出ておりますので、それを減額したというところでございます。

他の改修工事、設計委託につきましては、この時期での補正予算ですので、来年度、平成 29 年度に予算を繰り越した中で執行してまいりたいと考えております。

大変雑駁ではございますが、平成 29 年第 1 回立川市議会定例会の報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 給食関係の問題がやはりいろいろあったようでありますが、単独調理校と共同調理場校、議員の皆さんの一番の論点といいますか、これは簡単に言いますと、どんなことでしたか。

○小町教育長 栗原教育部長。

○栗原教育部長 今回の事案は非常に大きな事案でした。それとともに、学校給食運営審議会です。今この問題につきましてはご審議をいただいておりますが、本来であるとスケジュール的には年度内に審議会からの答申をいただく予定でございましたが、最終回の審議会ではこの答申については審議をしないで、次回また再度、このことの経過を踏まえてご審議をしようということになっております。ですので、そのことを踏まえて、ご質問をいただいたのですが、まだその結果については審議会から答申をいただけていないということ。

それともう1つは、今回の食中毒の事案については、保健所等からの検査においても、共同調理場施設そのものと従事した従業員には問題はなかった。ただし、食材に対して問題があったのでこういった事案が発生したということを、こちらのほうとしてはご説明をさせていただきます。

それとともに議員の皆様からは、共同調理場では給食提供数が多いので、一度こういったことが発生した場合に、件数としては大きくなるのではないかなというようなご質問、ご意見をいただきました。確かにそういった数としてのリスクはこちらのほうも認識はあるが、安全性全体を考えた中で、果たしてそれだけで単独調理校が優れているということではないということで、それについてはまた別の問題だということで、ご説明を申し上げました。

こちらの説明はしても、どうしても今回の事案が大きかったので、そういった意見が出ているのは事実でございますが、あくまでもこちらとしては、数の問題だけではなくて全体の安全性の問題が一番重要だということで、ご説明を申し上げたところでございます。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 もう1点気になるのは、図書館のことがずいぶん話題になっています。どういふうに現状では課題として挙げているのでしょうか、それぞれ問題にされた議員の皆さんは。

○小町教育長 栗原教育部長。

○栗原教育部長 今回特に一般質問で図書館のことがご質問として挙がりました。まず図書館の受け渡し窓口等のことについては、図書館は中央館と地区館がありますが、地域によってはそういった地区館からも遠い所は、公共施設等に窓口を設置してできないかということでございます。

議員から提案があったのが、例えば北部の浄水場であるとか上砂川小学校はどうかということでありましたけれども、浄水場は東京都の管轄でございますし、小学校も不特定多数の方が出入りするの学校の運営上問題があるということで、そういったお話とともに、今、近隣市とは連携をしておりますので、そういったことも活用していただきたいということと、どうしても足が障害等でなかなか外出が困難な方については宅配サービスも実施していると、そういったご案内についてのご説明をしたところでございます。

それと図書館について、図書館の基本計画や資料の収集の基準について、どのように行っているかということで、これは図書館のほうでしっかり基準をもっておりますので、どのような手順を踏んで図書を選定をしているかということをご説明申し上げました。また、人気作家の作品はなかなか予約をしても順番が回ってこないが、それに対してどういう購入基準をもっているか、それについても予約の件数とか、それに応じて対応しているということをご説明申し上げました。

あとは、若い世代が学習できる環境づくりができないかということでございます。中央図書館は夏休みの期間中には、例えば中の会議室等も開放しておりますが、図書館内部はあくまでも図書の閲覧用の席だということ。しかしそういったことに配慮した中で夏休みはそういった対応をとっている等の説明をしたところでございます。

それと広域連携、これは9市の市長のサミットがございまして、その中で清水市長も図書館の連携が進んでいるという話があって、その中で今後、広域連携をどうするのかということで、今9市の中では3市とはまだ連携協定を結んでおりませんので、それについても今後進めたいということのお話をいたしました。

それと、学校図書館の有効活用ということで、昼休みは開けていますが、放課後等について課題があるということ、その辺について現状のご説明を申し上げたところでございます。

あとは指定管理の状況です。今、地区館8館が指定管理になっていますけれども、それに対して状況はどうなんだということのご質問をいただきまして、現状についてご説明をいたしました。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 ありがとうございます。大体分かりました。

○小町教育長 ほか、ございますか。佐伯委員。

○佐伯委員 1つ、私最近、地元の方から聞いていることがありますけれども、砂川地区のくるりんバスの運行ルートが変わったということで、小中学生とかお年寄りは立川駅に出てくるのが大変時間がかかるようになってしまったというような話を聞いていますが、市外に1回出てからまた戻って立川駅に行っているという現状があるようですが、このバスのことについては、子どもたちとかお年寄りのために対応等あるのでしょうか、今まであったものが廃止されてしまったみたいですけど、この辺りの話は出ていますでしょうか。

○小町教育長 栗原教育部長。

○栗原教育部長 教育部に直接のことではないのですが、一般質問の中で、くるりんバスのことについては質問をいただいたところでございます。運行ルートを変更したことによって、乗車の人数がかなり少ない状況の運行路線もあるということのご答弁を担当部署から申し上げて、ただ、これはすぐに変えるということではなくて、少し経過を見た中で、またルートについては考えていきたいということをご答弁申し上げたところでございます。

○佐伯委員 私もどれぐらいのお子さんが使っているかを聞いてないのですが、少し親御さんのほうから駅にとにかく出づらくなったというようなことを聞いているので、安心安全に、また安価に駅まで出てくる手段というものはあったほうがいいかと思います。何か機会がありましたら、そちらのほうも意見として出していただけるとよろしいかと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

これで報告(1)平成29年第1回立川市議会定例会報告について、の報告及び質疑を終了いたします。

○小町教育長 栗原教育部長。

○栗原教育部長 今の佐伯委員さんへのご答弁で、一般質問でそういう話が出たと申し上げましたが、申し訳ございません、それは補正予算の審議の中でその話が出たところでござい

す。訂正をさせていただきます。

◎報 告

(2) 立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒について

○小町教育長 報告(2)立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒について、に入ります。

新土学校給食課長、報告をお願いします。

○新土学校給食課長 それでは、立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒について、ご報告いたします。

3月9日の教育委員会定例会で報告いたしました以降のことについて、説明いたします。

食中毒の再発防止策としまして、食中毒再発防止対策検討委員会を設置しまして、3回の開催状況まで前回の定例会では報告したところでございますが、その翌日3月10日に、学校給食再開に向けての提言をいただいております。資料としましては、食中毒再発防止対策検討委員会からの学校給食の再開に向けて（提言書）というものがございます。ご覧いただければと思います。

この提言内容は大きくは3点からなっております。食材料の調達に関する対策、共同調理場での調理工程における対策、共同調理場の調理従事者および施設・設備の衛生管理に関する対策の3点が大きな柱でございます。

特に今回は「キザミのり」が食中毒の原因でございましたので、食材料の調達に関する対策というものを徹底するということで提言をいただいているところでございます。

これまでも提出されていたもの、あるいは製造工程表や微生物検査についても仕入業者から提出されているものも多くありましたが、特に製造工程表の中には加熱殺菌の方法・温度・時間の記録というものもしっかり記載するようにということ、微生物検査結果においても、一般生菌から大腸菌群、黄色ブドウ球菌等の確認ができるものも記載しなさいということ。

それと今回の「キザミのり」におきましては、製造工場が下請けに出していた下請けの中での衛生管理の問題が大きな原因であったということが報道されたところでございますので、製造元から共同調理場に納入されるまでの工程、特に製造者以外の事業者の関わりの有無や加熱処理後の充填方法が確認できるものということ。

2つ目においては、加工場における従業員の衛生管理状況が今回のところにもございましたので、従業員の検便実施状況や従業員の衛生研修の実施状況、こういうものが確認できるような書類の提出を求めるという提言がございました。

大きく2点目でございます。共同調理場での調理工程における対策でございますが、これは現在でも調理場において実施されているところでございますが、再確認ということで調理の温度の確認、加熱調理の温度の徹底をすること。そして通常は原則は加熱でございますが、果物やミニトマトは加熱処理せずに提供しておりますが、このときにおきましては国の学校給食衛生管理基準に沿った洗浄・消毒を行うことという、今現在行っていることについても

徹底をするということ。

大きく3点目におきましては、現在の共同調理場の施設及び調理従事者におきましては、ここにあります衛生管理を相当程度実施されていると捉えますが、今回ノロウイルスが原因でございましたので、予防について共同調理場の調理従事者の衛生管理についてより徹底していくことが重要であるということで、調理従事者のトイレ使用について、手洗いの徹底、手袋の使用の徹底、調理室内で調理従事者がおう吐した場合の対策とシミュレーションについて、現行やっております調理従事者のノロウイルスの検査の実施時期の再考ということが出ております。これが防止策ということです。

なお、防止対策ではございませんが、万が一食中毒が発生した場合ということで4点の提案を受けたところでございます。

この提言を受けまして、3月13日に立川市教育委員会として食中毒再発防止対策を立てたところでございます。資料のとおりでございます。これは提言の3項目を受けまして、その提言に沿った形での対策ということを3点、防止策をださせていただきました。

そしてこの防止策をまとめましたので、再発防止策に沿って1日も早い給食再開に向けて準備を進めるとともに、多摩立川保健所による最終確認を受けた上で、3月21日に給食を再開するというにいたしました。そしてその当日3月13日に保護者へのお知らせ文書を配付したところでございます。なお、3月21日、22日の給食費については、立川市が負担するといったところでございます。

また、3月14日から17日にかけては、7校において保護者説明会を開催いたしました。保護者説明会の概要でございます。「立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒に関する保護者説明会の概要について」という8ページのものを資料としてお配りしておりますが、それをご覧ください。

説明会日程・参加保護者数でございます。

3月14日から3月17日の4日間に分けて行いました。参加者総数112名でございます。なお、14日、15日、16日は2校で説明会を開催したため、教育長は時間を区切り2校の説明会に出席しております。

説明会の内容でございます。まず最初に、教育委員会からお詫びを申し上げました。

説明者の紹介、進め方の説明をした後、まず経過について説明をいたしまして、そのあと質疑応答、続きまして、東海屋からですけれども補償内容について説明を行い、質疑応答という形で進めたところでございます。

2ページ目でございます。この説明会において配付資料でございますが、委員の皆様にもお配りしております立川市教育委員会が作りました「立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒に関する保護者説明会資料」と東海屋から、「弊社商品による食中毒事件についてのお詫び」という2点を配付して説明いたしました。なお、欠席の方もいらっしゃいましたので、出席者と欠席者の情報の格差があってはいけないことでございますので、説明会翌日に同じものを当該校の児童の保護者全員へ配付いたしました。

説明会での主な質疑内容ですが、大きく 12 の項目で整理しております。

主なところでございますが、情報発信については、質問 1-3 にございますが、子どものことなので早く情報提供してほしかったという質問がございまして、「原因などは不明」ということも含めて今後速やかに情報発信していきたい。また、情報媒体についても検討し、この事案の総括の中で示していきたいと説明いたしました。

また、食中毒原因食材でございますが、御坊市でもこの「キザミのり」ということで、食中毒が起こったということを大阪市が発表しておりますが、その関連で立川市は事前には分からなかったのか、あるいは東海屋のほうは事前に分からなかったのかという質問がございましたけれども、東海屋としては、2 月 27 日に大阪市から連絡があり、御坊市と立川市が関連していることが判明したという答弁しているところでございます。

また質問 3-6、今回の原因食材は海苔であったが、責任は全て東海屋にあるのか、という質問に対しましては、学校給食の提供、食材料の調達は市の責任において行っており、その意味においては市にも責任がございまして。ただし、調理従事者と調理施設には問題がなかったということを説明いたしました。

二次感染につきましては、質問 5-2、教室に感染予防キットはあるのか。二次感染を防ぐため、吐物処理のシミュレーションを含め準備しておく必要があるのではないか、という質問がございました。学校には感染予防キットはございます。今回はこれを使用しましたが、シミュレーションについては、教職員、児童にとっても大切なことと考え今後体制を整えていきたいと説明したところでございます。

食材調達についてでございますが、質問 6-1、全ての食材が食中毒の原因となる可能性があるため、その品質管理はどのように行っているか、ということでございますが、食中毒再発防止対策でも述べました調達の方法に沿ってしっかりとやっていくということで、例えば加熱殺菌の記録、納入までの工程を把握するなど、安全な食材を選定していきますと答えたところでございます。

6 ページでございます。10 給食再開について、質問 10-1、食中毒の原因が判明した段階ですぐに給食を再開しなかったのかに対しましては、このような食中毒事案が起きてしまった以上、市が今まで行ってきたことも見直し、それらを保護者へ説明してから再開すべきと判断をしましたという説明をしたところでございます。

また質問 10-3、給食再開を聞いて、子どもが給食を食べたくないと言っている。給食再開にあたって、子どもたちに「安心」を伝える機会を設けないのか、ということでございますが、児童の心のケアを心理職や指導主事を学校に派遣し実施しているところでございますし、この間栄養士も学校に派遣し、お詫びとともに安全な学校給食を提供することを児童へ説明していますという話をいたしました。

7 ページ、質問 10-8、給食再開の理由は何か、ということでございます。再発防止策がまとまったこと、多摩立川保健所による施設の安全性が確認されること、6 年生にこの給食を食べて卒業してもらいたいということ、保護者の負担軽減等、総合的に判断して決定しまし

たと答えたところでございます。

さらに、医療費等の補償でございますが、子どもが重症で入院したが、二次感染し仕事に行けなくなった場合とか、入院付き添いの負担もあったということ、そういう場合についても慰謝料の対象になるのかということに対しては、個別のケースについては個々の判断となるため、その状況を補償関係書類に記載していただき、判断すると、これは東海屋の代理人弁護士が答弁したところでございます。

以上が保護者説明会の概要でございます。

説明会と合わせまして3月15日から17日にかけて、学校給食課職員と栄養士、指導主事がBブロックの学校を回りまして、朝会や昼食時の学校放送の中で、児童へのお詫び、それとともに、安心して友達と楽しく食べてください。しっかり安心な給食を提供しますよというお話をしたところでございます。

そして3月21日に給食を再開しました。献立としましては、6年生のリクエストをこの時期はとっておりますが、6年生のリクエストを中心にしたメニューということで2日間の献立を作りました。指導主事、栄養士が訪問いたしました。私も21日、22日と両日とも回りましたが、子どもたちがおいしいよと言って食べてくれることに安心をもったところでございます。新学期におきましても、しっかりとした給食運営をいたしまして、安心安全な給食を提供できるようにしっかりと努めていきたいと思っております。

以上、報告いたしました。子どもたちには辛い思いをさせ、保護者の皆さんにはご心配とご負担をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 このたびの食中毒の事案については、発症したのが2月17日金曜日ということで、中2日間休日を挟んでいます。そういう中で一つ一つ丁寧に対応されているなということで、本当に改めてお礼を申し上げたいと思います。

その上で、3月9日に給食に起因する集団食中毒について事務局から文書を出され、翌日の3月10日、これについて対策検討委員会から提言書が出され、そのあと3月13日に学校給食の再開に向けて、そして翌日の3月14日に再び給食に起因する集団食中毒についての資料を教育部から出され、それを受けて3月14日から17日に保護者説明、時間をあけずに一つ一つ対応されたことについては改めてお礼を申し上げます。

ただ、今回の対策検討委員会、それを受けて学校給食の再開に向けてですが、私から何点か提言を申し上げたいと思います。

まず1点目ですが、今回の事案については原因が判明するまでに相当時間がかかっているわけです。その間で様々な保護者間での情報が飛びかったわけですが、なぜ、どうしてそういうことが起きたのか、混乱が起きたのか、これについては全小中学校に情報を提供してほしかったと思います。今回、食中毒に該当する学校とそうでない学校については、同じよう

な情報提供をしていくことが必要ではないか、そのように思っております。

4月12日から給食が再開されるわけですが、その前に既に3月21日、22日と2回にわたってリクエスト給食を再開したことによって、非常に保護者も児童も安心したのではないかと思います。ただし、新年度4月12日から給食を再開するにあたっては、是非もう少し丁寧に対応をしていただきたいと思います。例えば学校では学校長からの文書が出たり、場合によっては今回説明会に参加できなかった保護者もおりますので、できれば教育委員会のほうから、その後の必要な文書があればお出しになってはどうかということです。

3点目は、新学校給食共同調理場が今後設置されるわけですが、是非、今回の教訓をしっかりと活かしながら、適切に対応できるようお願い申し上げたいと思います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○小町教育長 新土学校給食課長。

○新土学校給食課長 まず1点目の、原因判明まで時間がかかりました。その間の情報発信の仕方というのは、保護者説明会のときにも多くのその質問が出ました。嘔吐とかがあった方、その間これは何が原因か分からないということで、不安があったという形でのご質問も多く出ているところでございます。ここについては私たちも反省をしなければいけませんし、こういう事案は二度と起こしてはいけませんけれども、それ以外の事案におきましても情報発信の仕方というのは、しっかりと今回の反省を踏まえていきたいと思ひますし、情報媒体についても今後検討していきたいと思ひているところでございます。

それと、今回ありましたBブロック7校とそれ以外との情報の差ということでございます。ご指摘のとおり、当面は7校を中心に対応を急いだこととなりまして、若干の差があったということは私たちも十分反省しております。この場でもそういう指摘を委員の方からいただきました。後半になりまして、そうならないように中学校含めた、単独校を含めた形で情報発信に努めたつもりでございます。今後とも情報に差がないような形でしっかりと対応していきたいと思ひております。

それと、4月12日再開に向けてでございます。ご指摘のとおり、しっかりと4月12日の開始の対応をしていきたいと思ひますし、今言われました学校長からのお話とか、あるいは教育委員会からのお話ということもしたいと思ひます。

説明会に欠席した方の対応でございますが、資料は全員にお渡ししましたけれども、その部分については学校長とも相談した上で、どうすべきかは検討させていただきたいと思ひます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 是非また、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○小町教育長 ほか、ございますか。松野委員。

○松野委員 原因が分かり改善に向かうというこの流れがきちんとできて、良かったと思ひております。その点に立つての質問ですが、保護者説明会の中の質問の10-3、6ページに出ております。21日、22日の両日、再開をしたときに学校の給食は食べられないと言って食べな

かった子どもたち、お弁当をお持ちの子どもたちはどのくらいだったのでしょうか。人数が分りましたら。

もう1点は、検討委員会が出した学校給食の再開に向けての食中毒再発防止対策、この中の1番目、食材料の調達に関する対策、これはとても私は感心したのですが、1ページにありますとおり、ノロウイルス非感染検査証明書を提出させることになるわけですね。それに対して(1)、(2)の内容も大変重要だと思います。微生物検査、特に、製造者以外の事業者の関わりの有無や加熱処理後の充填方法が確認できるもの、ここまできちんとできているのはすごいと思いますが、これは確認できるものということで、特に何々によってこれを提出させるというふうになっておりませんが、何かそのようなことはきちんとできるようにはなっているのでしょうか。

以上2点であります。

○小町教育長 新土学校給食課長。

○新土学校給食課長 まず1点目でございます。21日、22日の弁当を持参した児童の人数でございます。3月21日は10名の児童が弁当を持ってきています。このうち1名はアレルギー対応の弁当になっているお子さんでございます。2日目、3月22日が6名の児童が弁当を持っております。この中でも1名はアレルギー対応による弁当持参ということでございます。

2点目の提言書のほうのノロウイルス非感染検査証明書の提出を求めるということでございますが、対応策のほうでは少し書き方を変えておりまして、今回の「キザミのり」のように調理工程以外で、あとからパラパラとのせるような部分においてのノロウイルス非感染検査証明書という形にしております。加熱するものについてはノロウイルス非感染検査証明書は必要ございませんし、今後どれくらいこれを使うかというのは、まだまだ未定でございます。今後献立を立てる中で、加熱ができないようなものがあればこれをとるということになりますので、ノロウイルス非感染検査証明書というのは必ずではなくて、どちらかという例外規定という形で考えているところでございます。加熱を中心にした考え、ただしヨーグルトとかは加熱しませんけども、製造工場の中でしっかりと加熱殺菌しておりますし、機械充填をしておりますので、それは問題ございませんので、そういうもの以外で非加熱で使うものということでノロウイルス非感染検査証明書という形になっているところでございます。

○松野委員 (1)の「書式を統一して提出させる」、これは既にあるのですかということでお聞きしたいのですけれど。

○新土学校給食課長 書式を統一といいますより、項目を統一してくださいという形で私たちは考えまして、各企業によっては1枚の中に微生物検査結果とか製造工程表を加えているものもあればさらに違うもの、工場名とか幾つかをこちらが求めているものが1枚に入っているものと2枚に入っているものがありますので、そこをあえて統一的にしようとするとも混乱しますので、きっちり入っているものがあればいいということで、入れる項目をしっかりと統一するということでしていけたらと思っています。納入工程図とか委託の有無とい

うのは今までなかったもので、それが新たに項目として記載を求めることにしております。

それと検便等につきましては、それをどう提出させるかということで、方法については今後検討したいと考えておりますが、確認事項の検便実施状況とか衛生研修の実施状況、これは保健所が必ず年1回査察に入っているいろいろな書類の提出を求めていますので、それでもって確認できればそれでいいかと思っておりますが、そこはどうすればいいのか検討しているところでございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

これで報告(2)立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒について、の報告及び質疑を終了いたします。

○小町教育長 次にその他に入ります。

その他、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 続きまして、1議案(1)議案第7号、教育委員会職員の人事異動について、に入ります。会議の冒頭で、本案件については非公開として取り扱うことと決定しております。傍聴の方は退室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時34分休憩

午後 2時35分再開

◎閉会の辞

○小町教育長 次回の日程を確認いたします。次回、平成 29 年第 7 回立川市教育委員会定例会は、平成 29 年 4 月 20 日午後 1 時 30 分から 208・209 会議室で開催いたします。

これをもちまして、平成 29 年第 6 回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後 2 時 3 8 分

署名委員

.....

教 育 長